ハ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める要件に適合していること。

(1)　当該外国船舶が船員条約の締約国の船舶である場合　当該外国船舶の乗組員のうち、船員条約によりその職務に応じ適当かつ有効な証明書を受有することを要求されている者が、船員条約に定める訓練の課程であつてその締約国が船員条約に定める要件に適合すると認めたものを修了した旨の証明書（(2)において「締約国証明書」という。）を受有していること。

(2)　当該外国船舶が船員条約の非締約国の船舶である場合　当該外国船舶の乗組員のうち、船員条約を適用するとしたならば締約国証明書を受有することを要求されることとなる者が、締約国証明書の発給を受けることができる者と同等以上の知識及び能力を有していること。

ニ　当該外国船舶の乗組員が操舵（だ）設備又は消防設備の操作その他の航海の安全の確保に関し国土交通省令で定める事項を適切に実施するために必要な知識及び能力を有していること。

ニ　当該外国船舶が漁ろうに従事する船舶である場合　次のイ及びロに掲げる要件

イ　当該外国船舶の乗組員が漁船員条約に定める航海当直の基準に従つた航海当直を実施していること。

ロ　次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める要件に適合していること。

(1)　当該外国船舶が漁船員条約の締約国の船舶である場合　当該外国船舶の乗組員のうち、漁船員条約により適当かつ有効な証明書を受有することを要求されている者が、漁船員条約に定める訓練の課程であつてその締約国が漁船員条約に定める要件に適合すると認めたものを修了した旨の証明書（(2)において「締約国証明書」という。）を受有していること。

(2)　当該外国船舶が漁船員条約の非締約国の船舶である場合　当該外国船舶の乗組員のうち、漁船員条約を適用するとしたならば締約国証明書を受有することを要求されることとなる者が、締約国証明書の発給を受けることができる者と同等以上の知識及び能力を有していること。

第百二十条の三第二項中「同項第二号に定める」を「同項第一号ハ(2)若しくはニ若しくは第二号ロ(2)に規定する」に改め、同条第三項中「当該外国船舶の乗組員の労働条件等が二千六年の海上の労働に関する条約に定める要件に適合していないと認めるとき、又は当該外国船舶の乗組員が」を削り、「要件のいずれか」を「場合の区分に応じ、当該各号に定める要件」に改め、同条第六項中「二千六年の海上の労働に関する条約に定める要件及び」を削り、「同条第一項の」を「同項の」に改める。

第百二十一条の二中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　生存講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者

六　消火講習（国土交通大臣が行うものに限る。）を受けようとする者

第百二十六条第七号中「第五十条第三項」を「第五十条第四項本文」に改め、同号を同条第八号とし、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第十三条の二第一項の規定による通報をせず、又は虚偽の通報をしたとき。

第百二十八条第二号中「から第十四条まで」を「、第十三条又は第十四条」に改める。

第百三十条中「第三項まで」の下に「、第八十一条の二第一項、第八十一条の三第一項若しくは第三項（第八十一条の四において準用する場合を含む。）、第八十一条の五」を加え、「まで若しくは」を「まで又は」に改め、「違反し、又は第七十三条の規定に基づく国土交通省令に」を削る。

第百三十一条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第五十条第四項ただし書の規定による書面の交付に際して虚偽の記載をした書面を交付したとき。

第百三十一条の四を第百三十一条の六とし、第百三十一条の三を第百三十一条の五とし、第百三十一条の二の次に次の二条を加える。

第百三十一条の三　第八十三条の十三（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録生存講習機関又は登録消火講習機関（次条において「登録生存講習機関等」という。）の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第百三十一条の四　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした登録生存講習機関等の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第八十三条の八（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二　第八十三条の十二（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第百三十三条第一項第二号を次のように改める。

二　削除

第百三十三条第一項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五　第八十三条の十六第一項（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第百三十三条第二項第五号中「帳簿書類を提出せず」を「同項の規定による帳簿書類の提出をせず」に、「、報告」を「、若しくは同項の規定による報告」に、「立入り」を「又は同項の規定による立入り」に、「又は」を「若しくは同項の規定による」に改める。

第百三十六条中「第百条の十九第一項」を「第八十三条の九第一項（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）若しくは第百条の十九第一項」に、「同条第二項各号」を「第八十三条の九第二項（第八十三条の十九において準用する場合を含む。）若しくは第百条の十九第二項」に改める。

本則に次の一条を加える。

第百三十七条　第五十条第五項及び第七十三条第一項の規定に基づく政令には、必要な罰則を設けることができる。

前項の罰則に規定することができる罰は、第五十条第五項の規定に基づく政令にあつては三十万円以下の罰金、第七十三条第一項の規定に基づく政令にあつては六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金とする。

（船員職業安定法の一部改正）

第二条　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十一条」に、「第三章　政府以外の者の行う船員職業紹介事業等」を「第二章の二　地方公共団体の行う船員職業紹介（第三十二条―第三十二条の六）」に、「第三章　政府及び特定地方公共団体以外の者の行う船員職業紹介事業等」を「船員の募集」に改める。

第五条第二号中「の者」の下に「（第三十二条第一項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う場合における特定地方公共団体及び船員募集情報提供事業を行う場合における地方公共団体を除く。）」を、「船員の募集」の下に「、船員募集情報提供事業」を加え、同条第三号中「あつせんする」の下に「ため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料の船員職業紹介事業を行う」を加える。

第六条中第十六項を第十八項とし、第八項から第十五項までを二項ずつ繰り下げ、第七項を第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9　この法律で「船員募集情報提供事業」とは、次に掲げる行為を業として行うことをいう。

一　船員の募集を行う者又は無料船員職業紹介事業者その他国土交通省令で定める者（以下この項において「無料船員職業紹介事業者等」という。）の依頼を受け、船員の募集に関する情報を船員になろうとする者又は他の無料船員職業紹介事業者等に提供すること。